

測量・建設コンサルタント等業務  
の入札参加資格登録をされている皆様へ

(令和6年7月3日修正)

令和6年5月16日

大阪府

### 低入札価格調査基準価格等の算定基準の改定について

大阪府では、測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査基準価格等の算定基準について、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

新しい算定基準は、令和6年6月3日以降に公告する案件から適用します。

記

### 測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格（最低制限価格）及び失格基準価格の算定基準の改定

業務種別	構成費目ごとの割合			
<b>低入札価格調査基準価格（最低制限価格）</b>				
測量	直接測量費の 10分の10	測量調査費の 10分の10	諸経費の <u>10分の4.8</u> ⇒ <u>10分の5.0</u>	
設定範囲：予定価格算出基礎額の60～82%				
地質調査	直接調査費の 10分の10	関節調査費の 10分の9	解析等調査業務費の 10分の8	諸経費の <u>10分の4.8</u> ⇒ <u>10分の5.0</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の2/3～85%				
建設コンサルタント	直接人権費の 10分の10	直接経費（積上分） の10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の <u>10分の4.8</u> ⇒ <u>10分の5.0</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の60～ <u>80%</u> ⇒ 60～ <u>81%</u>				
補償コンサルタント	直接人件費の 10分の10	直接経費（積上分） の10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の <u>10分の4.5</u> ⇒ <u>10分の5.0</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の60～ <u>80%</u> ⇒ 60～ <u>81%</u>				
建築設計・監理	設定範囲：予定価格算出基礎額の60～ <u>80%</u> ⇒ 60～ <u>81%</u>			
<b>失格基準価格</b>				
建設コンサルタント	直接調査費の 10分の10	関節調査費の 10分の9	解析等調査業務費の 10分の8	諸経費の <u>10分の3.0</u> ⇒ <u>10分の3.2</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の60～80% ⇒ 60～ <u>81%</u>				

※令和6年6月3日以降の公告案件から、下線太字のとおり改定されます。

※上記に掲げる以外の業務については変更ありません。

○詳細は「[大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領](#)」及び「[予定価格等のランダム係数処理基準](#)」をご参照ください。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）